

○ 診断書について

本診断書は、識別符号付与業務委託先の方の診断書となります。

同委託先が法人である場合、役員全員と、識別符号付与業務に従事する者全員の診断書が必要となります。

本届出における診断書とは、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者ではないということを診断した医師の証明書となります。